

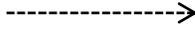
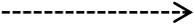
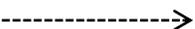
「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 で示された検討の方向性

厚生労働省年金局

平成27年12月8日

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」で示された検討の方向性

年金部会において 議論された検討課題

1. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 
2. 高齢期の就労と年金受給の在り方 
3. 年金額改定(スライド)の在り方 
4. 高所得者の年金受給の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化 
5. 働き方に中立的な社会保障制度(第3号被保険者制度の在り方を含む) 
6. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い 
7. 遺族年金制度の在り方 

「議論の整理」で示された 検討の方向性

○更に適用拡大を進めていくことが必要

- ・ 500人以下企業等に任意の適用拡大を認めることも一案

- ・ 65歳まで現役として捉え、就労して保険料を負担し、負担に応じた年金の受給が自然。安定財源の確保と併せて検討。
- ・ 高齢者が年齢に関わりなく活躍し続けられる社会環境の整備が課題。

○将来世代の給付水準確保を図ることが必要

- ・ 物価>賃金の場合に賃金変動に合わせる考え方を徹底
- ・ マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要

税制や福祉制度などを含めた全体の見地から検討すべき課題と整理

まずは被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏むべきと整理

○次世代育成支援の観点から配慮が必要

- ・ 第1号被保険者も、産前産後期間は前年度所得にかかわらず、保険料を免除することに合理性あり
- ・ この間の給付は満額保障が望ましく、その見合いの負担を第1号被保険者全体で分かち合うことが必要

共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様について、時間をかけて基本的な考え方の整理から行うべき課題と整理

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

検討の方向性

- 平成28年10月の適用拡大の施行以降の日から、適用除外とされた規模が500人以下の企業についても、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を実施する途を開くこととする。

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員 501人以上の企業
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

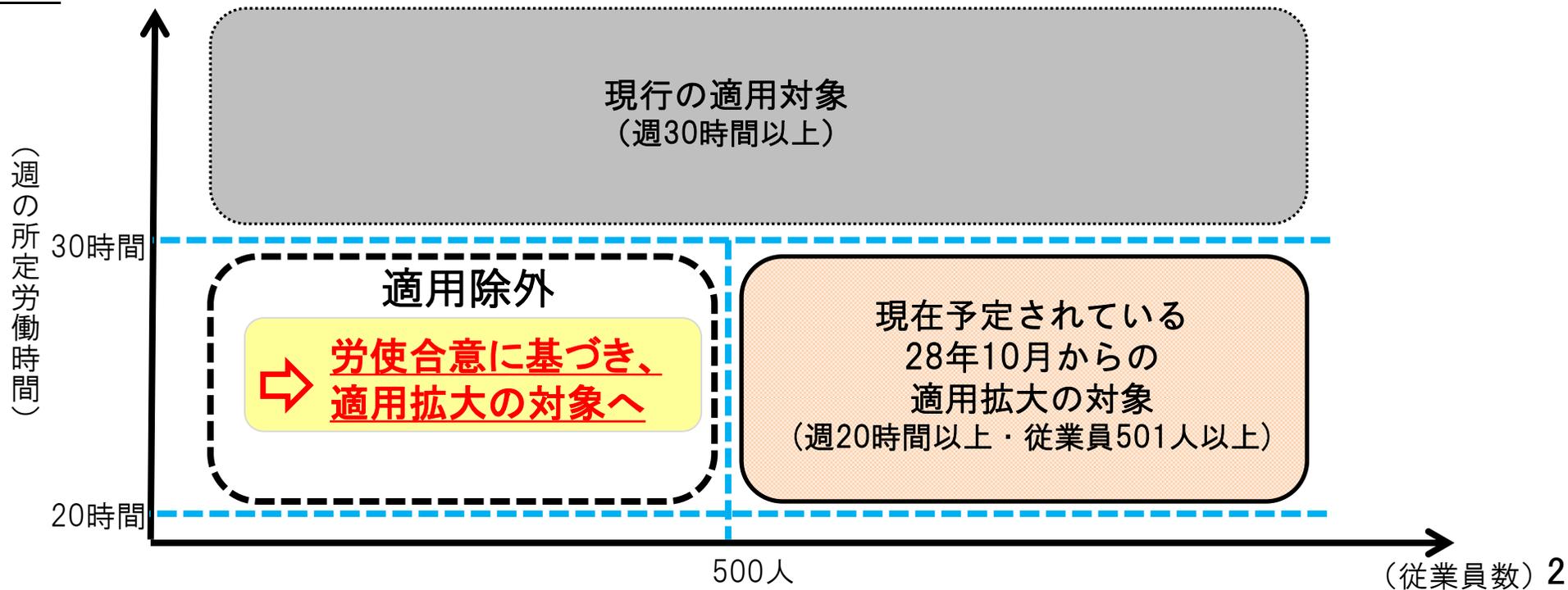
※3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

現行

○週30時間以上



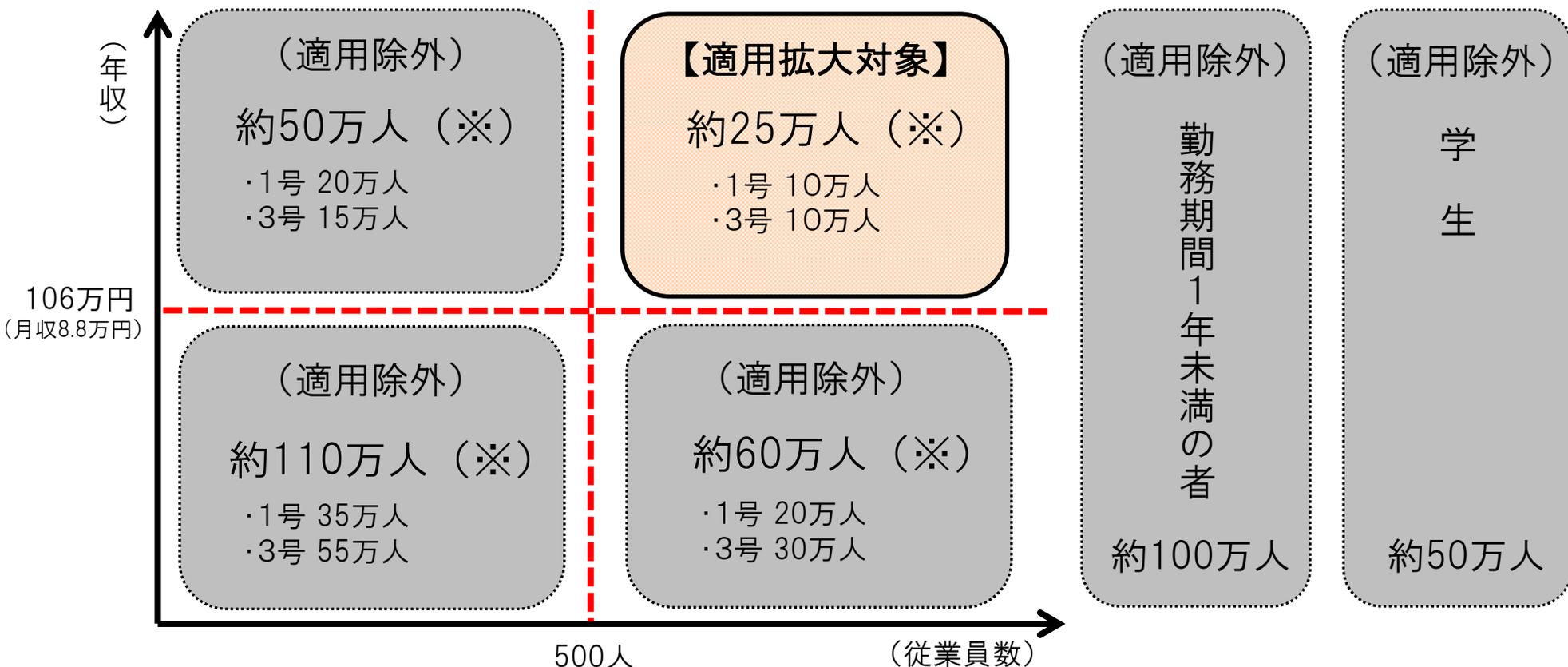
イメージ



(参考) 平成28年10月施行の適用拡大の対象

- ① 週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外
- ⑤ 従業員 501人以上の企業 (適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

週20~30時間の短時間労働者(約400万人)



(※) 対象者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者のほか、60歳以上の者や20歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。

3. 年金額改定（スライド）の在り方①

－賃金変動が物価変動を下回る場合の年金額改定について－

検討の方向性

- 年金は現役世代の保険料により支えられており、負担能力に応じた給付としていくことが適切。
- デフレ脱却を図った後も、中長期的な景気循環の中でも将来世代の給付水準が保たれるよう、制度の安全弁的な装置として以下の図の  の分を年金額改定に反映させる仕組みを講じることとする。

賃金・物価ともにプラスの場合

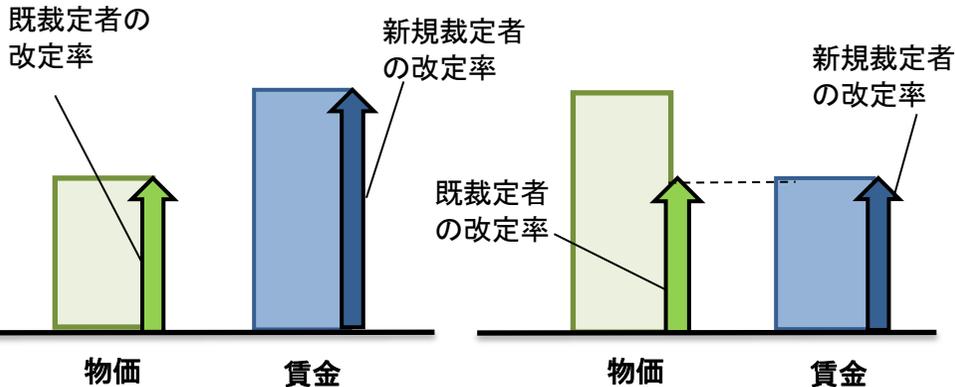
- 賃金・物価ともに上昇する場合は、新規裁定者は賃金上昇、既裁定者は物価上昇をベースに改定。
- ただし、賃金変動が物価変動を下回る場合は、ともに低い賃金上昇をベースに改定。

賃金変動が物価変動を下回る場合には、
低い賃金変動に合わせて改定

(年金給付を賄う保険料水準は賃金水準に連動するため)

$0 < \text{物価} < \text{賃金}$

$\text{物価} > \text{賃金} > 0$



賃金がマイナスの場合

- 賃金・物価がともに下落し、かつ賃金の下落幅が大きい場合は、下落幅が小さい物価の下落分により改定。
- 物価が上昇し、賃金が下落する場合は、年金額改定はなし(0スライド)。

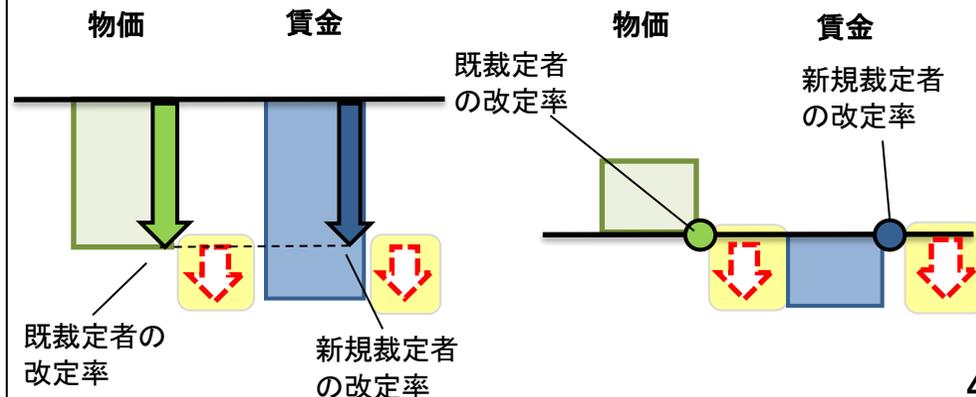
賃金変動が物価変動を下回る場合に、低い賃金変動
に合わせて改定するルールが徹底されていない

(以下の図の  の分を年金額改定に反映させる)

⇒将来世代の給付水準の確保

$\text{賃金} < \text{物価} < 0$

$\text{賃金} < 0 < \text{物価}$



3. 年金額改定（スライド）の在り方②

—マクロ経済スライドによる年金額調整の在り方の見直しについて—

検討の方向性

- 現行の仕組みでは下図の↓部分が数十年先の将来世代の年金給付水準の低下という形で先送りされる。
- 現在の受給世代に配慮しつつ、将来世代の給付水準の確保のため、できる限り早期に調整を行うこととする。

<賃金・物価の上昇が小さいケース>

賃金(物価)

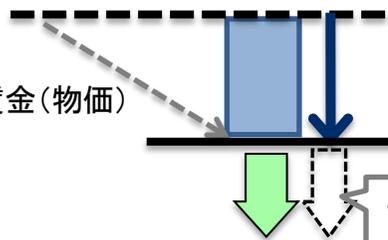


年金額の改定なし

この分が将来世代に先送り

<賃金・物価が下落するケース>

賃金(物価)



調整なし

この分が将来世代に先送り

マクロ経済スライドの効果が限定的なケース

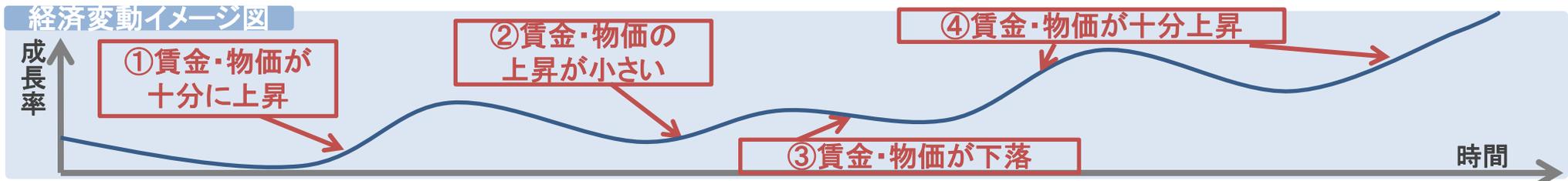
給付水準の低下

マクロ経済スライドがフル発動するケース

調整期間の長期化

時間

現在の受給世代と将来の受給世代のバランスも考慮したマクロ経済スライド調整の在り方



(現行ルール)

①賃金・物価が十分に上昇する場合

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

年金額の改定率 ↑

マクロスライド調整率は全て調整

②賃金・物価の上昇が小さい場合

a. 年金額の名目下限措置を維持

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

年金額の改定率 ↓

マクロスライド調整は部分的な調整にとどまる

③賃金・物価が下落する場合

マクロスライド調整はなし

年金額の改定率 = 賃金(物価)下落率

賃金(物価) ↓ 調整率 ↓

④(再び)賃金・物価が十分に上昇する場合

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

マクロスライド調整率は全て調整

※未調整分の調整は将来に先送り(調整期間の長期化)

(フル発動)

①名目下限撤廃

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

年金額の改定率 ↑

マクロスライド調整率は全て調整

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

年金額の改定率 ↓

マクロスライド調整率は全て調整

マクロスライド調整率は全て調整

年金額の改定率 = 賃金(物価)下落率 + 調整率

賃金(物価) ↓ 調整率 ↓

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

マクロスライド調整率は全て調整

※未調整分は生じない

②名目下限措置 + 未調整分の繰越し

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

年金額の改定率 ↑

マクロスライド調整率は全て調整

a. 年金額の名目下限措置を維持

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

年金額の改定率 ↓

マクロスライド調整は部分的な調整にとどまる (未調整分(キャリアオーバー))

マクロスライド調整はなし

年金額の改定率 = 賃金(物価)下落率

賃金(物価) ↓ 調整率 ↓

b. キャリーオーバー分の調整

賃金(物価) ↑ 調整率 ↓

マクロスライド調整率に加えて未調整分も調整 (未調整分(キャリアオーバー))

6. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

検討の方向性

- 次世代育成支援の観点から、産前産後期間の保険料は法定免除とし、免除期間についても、満額の基礎年金給付を保障することとする。 (産前産後期間中の国民年金保険料の免除対象者:年間20万人程度の見込み)
- このために必要な財源については、現在法律に規定された保険料に加え、追加の保険料(月額100円程度)を求め、国民年金の被保険者全体で支えることで対応することとする。

【保険料負担】

【年金給付】

国民年金

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 全額納付者 | |
| 【現行の免除制度】 (全額免除の場合) | (免除) |
| 見直し後の 産前産後期間の 保険料 | (免除) (世帯所得にかかわらず免除対象) |

| | |
|----------|---------|
| 国庫負担分1/2 | 保険料分1/2 |
| 国庫負担分1/2 | (なし) |
| 国庫負担分1/2 | 保険料分1/2 |

別途、第1号被保険者全体に保険料の負担を求めることで財源を確保(月額100円程度の追加負担)

参考:厚生年金

| | |
|----------|------|
| 全額納付者 | |
| 【産休免除】 | (免除) |
| 【3号被保険者】 | (なし) |

| | |
|----------|---------|
| 国庫負担分1/2 | 保険料分1/2 |
| 国庫負担分1/2 | 保険料分1/2 |
| 国庫負担分1/2 | 保険料分1/2 |

厚生年金全体で負担